

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土地の形状変更改善命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	(改善命令) 第24条 町長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等	鳩山町環境保全条例第23条 鳩山町環境保全条例施行規則第17条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土地の形状変更許可取消		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(許可の取消し)</p> <p>第25条 町長は、事業主が偽りその他不正な手段により、第14条第1項若しくは第20条の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	<p>鳩山町環境保全条例第24条 鳩山町環境保全条例施行規則第18条</p>		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土地の形状変更中止命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(中止命令)</p> <p>第26条 町長は、第14条第1項又は第20条の規定による許可を受けず、土地の形状変更を施行している事業主等に対し、当該土地の形状変更の中止を命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	<p>鳩山町環境保全条例第14条、第20条 鳩山町環境保全条例施行規則第19条</p>		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土地の形状変更原状回復命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	(原状回復命令等) 第27条 町長は、第25条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により土地の形状変更の中止を命じたときは、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。		
処分基準	未設定(判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等	鳩山町環境保全条例第25条、第26条 鳩山町環境保全条例施行規則第20条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土地の形状変更の中止又は完了等検査に係る改善命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(土地の形状変更の中止又は完了等)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 町長は、前項の規定による届出があったときは、第17条の規定による許可の条件又は第19条の規定による規則で定める施行基準に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、事業主等に対し、期限を定め必要な改善を命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	-		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	6	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	水道水源保全のための協議における同意事項違反行為への中止命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(中止命令等)</p> <p>第46条 町長は、第43条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定により同意に付された条件に違反した者に対してその行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	鳩山町環境保全条例第43条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	7	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	管理不良状態にある空き地等に対する適正管理命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(適正管理命令)</p> <p>第51条 町長は、前条の規定による勧告を履行しない空き地等の管理者に対し、管理不良状態の解消について、期限を定め雑草等の刈り取りその他必要な措置を命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	鳩山町環境保全条例第50条 鳩山町環境保全条例施行規則第34条、第36条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	8	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	放置車両に対する移動の命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(移動命令)</p> <p>第56条 町長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等を確認したときは、事前に所轄の警察署長と協議のうえ、当該所有者に対し、期限を定め当該公共の場所から当該放置車両を移動するよう命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(許認可等の判断基準が法令において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	<p>鳩山町環境保全条例第55条 鳩山町環境保全条例施行規則第39条</p>		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	9	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	放置車両に対する引取の命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(引取命令)</p> <p>第61条 町長は、前条第1項の規則で定める期間内において、保管している放置車両の所有者等を確認したときは、当該所有者に対し、期限を定め当該車両を引き取るよう命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	鳩山町環境保全条例第56条、第57条、第59条 鳩山町環境保全条例施行規則第40条、第42条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	10	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	放置車両移動の費用等徴収		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(移動費用等の徴収)</p> <p>第62条 町長は、第60条の規定により保管している放置車両を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置車両の引き取りを命ぜられた所有者等から、当該車両の移動及び保管に要した費用の実費を徴収することができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	鳩山町環境保全条例第60条、第61条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	11	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	自動車のたい積保管に対する改善命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(改善命令)</p> <p>第71条 町長は、第66条の規定による許可を受けた者が、前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	鳩山町環境保全条例第70条 鳩山町環境保全条例施行規則第49条、第51条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	12	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	不法投棄行為者に対する現状回復その他必要な措置命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町環境保全条例(平成5年条例第19号)		
根拠条項	<p>(原状回復命令等)</p> <p>第90条 町長は、前条第1項の調査の結果、ごみ等の不法投棄者を確認したときは、当該投棄者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	鳩山町環境保全条例第87条、第89条 鳩山町環境保全条例施行規則第57条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	13	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土砂のたい積許可取消		
根拠法令(条例等)	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例(平成15年条例第30号)		
根拠条項	<p>(許可の取消し)</p> <p>第11条 町長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正な手段により、第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第6条第1項の許可を受けた日から起算して、1年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき。</p> <p>(3) 第6条第1項の許可に係る土砂のたい積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき。</p> <p>(4) 第8条第1項の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき。</p> <p>(5) 第8条第3項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。</p> <p>(6) 第9条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに土砂のたい積を行ったとき。</p> <p>(7) 第19条第1項、第3項又は第4項の規定による命令に違反したとき。</p>		
処分基準	未設定(許認可等の判断基準が法令等において規定されているため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例第8条、第9条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	14	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土砂のたい積改善命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例(平成15年条例第30号)		
根拠条項	<p>(措置命令)</p> <p>第19条 町長は、許可事業者が当該許可(第9条第1項の許可を受けた者にあつては、その許可)を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2～4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則第24条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	15	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土砂のたい積中止命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例(平成15年条例第30号)		
根拠条項	<p>(措置命令)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 町長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂のたい積を行った者(当該土砂のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は期限を定めて土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3・4 略</p>		
処分基準	<p>未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)</p>		
関係法令等	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則第24条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	16	処理機関(所管課)	地域創生環境課
処分の概要	土砂のたい積措置命令		
根拠法令(条例等)	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例(平成15年条例第30号)		
根拠条項	<p>(措置命令)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 町長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土砂のたい積を行った者(当該土砂のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は期限を定めて土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 町長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認める場合(第16条ただし書の確認を受けたときを除く。)は、当該許可事業者に対し、直ちに土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 町長は、第16条ただし書の確認を受けた許可事業者が、その後の事情により当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
処分基準	未設定(処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断が必要なため、審査基準を設定しない。)		
関係法令等	鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則第24条		
関係文書等	-		
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考	-		